

竹山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に向けた考え方

いじめの定義

法第2条にあるように「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめを防止する基本的な方向性

いじめはどの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であることを踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、適切な対処・措置に組織的に対応する。そして、いじめを見逃さず、いじめのない子供社会を実現するため、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を自覚し、相互に協力し合い活動する。また学校と保護者はパートナーという基本認識に立って連携に努める。さらに子ども自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

いじめ防止基本方針の目的

いじめの防止及び解決を図るため、学校・家庭・地域全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

構成： 校長 副校長 児童支援専任教諭 養護教諭 担任

※必要に応じて学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門家の参加を求める。

運営： ・月1回以上定期的に開催し、児童の実態の把握、防止策・対応策を検討する。

・いじめを認知した際は直ちに開催する。

・校長等の責任者は学校として組織的に対応方針を決定するとともに会議録を作成保管し進捗管理する。

活動内容： ・いじめの起きにくい、いじめを許さない環境づくり

・学校のいじめに対する方針、いじめ防止委員会の存在及び活動の周知

・教職員はいじめの兆候や懸念、訴えがある時は、直ちに本委員会に報告・相談し、校長のリーダーシップのもと、この組織が中核となって判断や対応を行う。

・いじめ防止に向けた生活アンケートや教職員研修等の年間計画を作成する。

・いじめ防止対策の見直し

3 いじめ未然防止、早期発見・事案対処

いじめ未然防止

いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行い、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

・人権尊重の精神を基盤にした教育活動の推進。（道徳教育、人権教育の充実。年間を通した人権テーマへの取り組み、人権週間の取り組み）

・分かりやすく楽しい授業を進め、勉強が楽しいと思う子の育成。（算数の個別学習、少人数指導、TTなど個に応じた指導の充実。学年内部分教科分担制、学年合同学習など教員による協働的指導の推進。）

・児童自身が主体的にいじめについて話し合う場の設定・支援（横浜子ども会議、代表委員会での話し合い）

・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

いじめの早期発見

教職員は児童との信頼関係の構築に努め、児童の気になる変化や行為に対しては軽視せずいじめを見逃さない。また、いじめの疑いがある場合には、教職員同士が情報を共有し速やかに対応する。

・個人面談の実施

- ・いじめの積極的認知のためのアンケート実施。（学校生活アンケートの実施、いじめ解決一斉キャンペーンのアンケートの実施。）
- ・養護教諭や保護者からの情報収集及び連携。
- ・特に配慮が必要な児童に対して適切な支援、保護者との連携、周囲の児童への指導

いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で速やかにいじめ防止委員会に報告し、情報共有・組織対応をする。

- ・いじめ防止委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害児童及び保護者への支援 ・加害児童及び保護者への指導
- ・被害児童へのケア・保護者への説明 ・加害児童への再発防止指導・保護者への説明
- ・関係機関（北部児童相談所、子ども家庭支援相談、緑警察署、区役所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等との連携

教職員等への研修

いじめ防止対策委員会の年間計画をもとに、児童理解やいじめ防止等に関する研修を実施する。

- ・いじめ防止対応に向けた校内研修
- ・児童理解研修の推進。Y P アセスメントを活用した研修

学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が参画する場を活用し、いじめ問題などを共有化する。

- ・学校運営協議会
- ・PTA役員会、運営委員会
- ・学校・家庭・地域連携事業

年間計画

4月	年間計画確認	8月	自閉症理解研修、人権研修 横浜子ども会議	12月	人権週間の取り組み いじめ解決のアンケート実施
5月	いじめ早期発見のための生活 アンケートの実施(記名式アンケート・教育相談)	9月	横浜プログラム	1月	横浜プログラム
6月	学校生活アンケート実施	10月	学校生活アンケート実施	2月	児童理解(個への対応)
7月	児童理解(個への対応)	11月	教育相談	3月	振り返り、見直し

※毎月いじめ防止対策委員会を開く。

※横浜プログラム-子どもの社会的スキル向上を目指すプログラム

4 重大事態への対処

重大事態の定義（いじめ防止対策推進法28条第1項）

- ・いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時
- ・いじめにより相当の期間（30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時
- ・児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時

重大事態の報告

- ・学校は、重大事態が発生した場合、（疑いを含む）直ちに教育委員会に報告する。

重大事態の調査

- ・調査主体は教育委員会または学校であるが、学校主体の場合は原則として「学校いじめ防止対策委員会」に専門的知識を有する第三者を加え、調査を行う。
- ・調査結果はいじめの被害・加害児童及び保護者に説明する。
- ・調査結果は教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

- ・いじめに対応する組織体制や対応の流れについて少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて取り組みの見直しを行う。
- ・必要がある場合は、横浜市いじめ防止方針を含めて見直しを検討し措置を講じる。